

令和7年9月25日

第27回村上市農業委員会会議録

第27回村上市農業委員会総会を令和7年9月25日午前9時00分村上市神林支所3階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1 番	石	山	章	2 番	大	野	章
3 番	菅	原	隆雄	4 番	高	橋	大亮
5 番	遠	山	和孝	6 番	遠	藤	俊樹
7 番	斎	藤	博	9 番	阿	部	正一
11 番	板	垣	栄一	13 番	島	田	幸男
14 番	田	村	昭一	15 番	佐	藤	裕介
16 番	加	藤	孝平	17 番	佐	藤	健吉
18 番	大	倉	毅	19 番	富	樫	与志栄
20 番	富	樫	あゆみ				

2. 欠席委員は次のとおりである。

8 番	稲	葉	浩之	10 番	佐	藤	昌夫
12 番	船	山	寛				

3. 本定例会会議事件は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 令和7年度地域計画（案）に関する意見書の交付について
そ の 他

4. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長 高 橋
事務局 次 長 中 村
事務局 副 参 事 園 部
農林水産課 課 長 小 川
農林水産課 主 任 小 田

高橋局長

ただいまから第27回村上市農業委員会総会を開催します。

それでは、本日の欠席委員を報告します。本日の欠席委員は3名です。議席番号8番、稲葉浩之委員、議席番号12番、船山寛委員、議席番号10番、佐藤昌夫委員。よって、本日の出席委員は17名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、在任委員の過半数の出席がありますので、本日の総会は成立いたします。

なお、まだお見えになられていない方もおいでになるかと思いますが、欠席の正式な報告をいただいておりますので、このまま進めさせていただきたいと思います。

また、本日議案の説明員として農地利用最適化推進委員本間賢二委員、農林水産課小川課長、小田主任に出席をしていただいておりますので、ご報告いたします。

それでは、開会に当たりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

石山会長

挨拶（略）

高橋局長

ありがとうございました。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いをいたします。

石山会長

それでは、日程3の議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。議長に一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

石山会長

賛成多数で議長から指名させていただきます。第27回村上市農業委員会総会議事録署名委員には議席番号15番、佐藤裕介委員、議席番号16番、加藤孝平委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

石山会長

それでは、議題に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明願います。

園部副参事

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきましてご説明をいたします。今月の案件は、売買が3件でございます。

それでは、番号1番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積654平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号2番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積720平米、

契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号3番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積1,120平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

(位置説明省略)

説明しました3件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

石山会長

議案第1号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

特にないようでありますので、議案第1号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

全員の賛成であります。よって、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局より説明願います。

中村次長

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

今日は1件です。

番号1、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、469平米のうち42平米となっております。転用目的は店舗建設敷地、農地区分は第2種農地、備考としましては、申請者は新たに起業するため事業用地を探していたところ、申請地を最適と考え転用申請するものです。なお、申請者は隣地に住んでおり、施設は集落に接続して設置するものです。店舗1棟、建築面積25.08平米、駐車場3台。始末書添付案件です。

始末書につきましては、私、太田聡は、令和5年に実施された国土調査を登記完了前にもかかわらず、既に登記地目が宅地に替わったものと勘違いをし、このたび起業するための店舗の建設に取りかかってしまいました。周囲からの指摘を受け、登記状況を確認しましたところ、現在も登記地目は畑であることが分かったため、すぐに工事を中止し、農業委員会へ相談に伺ったところ、農地を農地以外として利用する場合には、あらかじめ農地法の手続が必要である旨の指摘をいただきました。事前に建設課への確認や農業委員会への相談を行わなかったことが原因であったと深く反省しております。今後はこのようなことがないように、農地法及び関係法令を遵守し、ご迷惑とならないようにいたします。何とぞ寛大なる処理を賜りますようお願いいたします。

(位置説明省略)

説明は以上です。

石山会長

それでは、転用に係る現地調査を実施していただいておりますので、調査報告をお願いいたします。

推進委員 5 番、本間委員。

本間賢二推進委員

推進委員本間です。農地転用等現地調査について報告します。農地法第 4 条、〇〇〇〇地内、店舗建設敷地についてです。朝日地域では、農地法第 4 条の申請がある案件について、9 月 9 日に現地調査を実施しました。当日は、午前 8 時に朝日支所において、農業委員、推進委員 12 名全員出席し、事務局より申請内容について説明を受けた後、現地に移動し、現地調査を実施いたしました。申請者は、このたび起業し、自宅の脇に〇〇〇〇をするため転用申請するとのことでした。建築する施設は、店舗 1 棟と駐車場 3 台を計画しており、給排水については上下水道管へ接続する計画となっており、雨水排水については施設の道路舗装のところへ接続するとのことでした。また、造成計画はなく、隣接する農地は 1 筆あるものの耕作はされておらず、所有者から同意を得ているとのことでした。

また、議案の説明でも始末書の報告がありましたが、申請時は国土調査の現地調査が実施されており、種目が宅地になるとのことでした。しかし、まだ登記は完了していないため、地目は畑のままだったことを工事の途中で知ったとのことでした。現地調査の際に同席した申請者からも、着手前にきちんと確認しなかったことについて謝罪があり、非常に反省していることが伝わりました。

以上のことから、このたびの転用申請については、朝日地域としてはやむを得ないとの意見になりました。ご審議のほどよろしくお願いします。

石山会長

それでは、議案第 2 号につき質疑に入ります。ご質問ある方。

(発言する者なし)

石山会長

議案第 2 号も質問、ご意見ないようでありますので、許可することに決定したいと思います、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

全員の賛成であります。よって、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明願います。

中村次長

説明に入る前に1点、報告がございます。番号3から7の案件でございますけれど、〇〇〇〇の転用申請につきまして、必要資料の一部が間に合わなかったことから、今月の申請を取り下げたいと願出書が提出されましたので、報告いたします。そのため、今月は2件となります。

番号1、こちらの案件は8月に農振の用途区分の変更で意見書を交付した案件となります。譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇となっております。土地につきましては2筆、2,791平米、転用目的は駐車場敷地、契約は売買、対価は〇〇〇〇円となっております。10アール当たり〇〇〇〇円です。農地区分は農振農用地にある農地、申請者は現在畜産業を営んでおります。このたび輸送体制の再編により、荒川ふ卵場へ大型車両10台を集約することになった。そのため、施設内の配置を変更するに当たり、従業員駐車場を場外に設けることになったことから、このたび転用申請するものです。なお、申請地は農振農用地にある農地です。駐車場67台となっております。

番号2、貸人、〇〇〇〇、借人、〇〇〇〇となっております。土地につきましては、1筆4,731平米のうち10平米となっております。転用目的は工事用道路拡幅用地、契約の種別は賃貸借、対価〇〇〇〇円となっております。農地区分は農振農用地にある農地です。一時転用利用期間は令和7年11月1日から令和10年の10月31日までの3年間となっております。全体計画としましては71.22平米、農地10平米、その他61.22平米となっており、水路敷となっております。関係者2名でございます。

(位置説明省略)

説明は以上でございます。

石山会長

転用に係る現地調査を実施していただいておりますので、報告を願います。

議案番号1番について報告を願います。

委員番号4番、高橋大亮委員。

高橋大亮委員

委員番号4番、高橋です。このたび申請のありました議案第3号、農地法第5条の転用申請のうち、番号1番につきまして、9月10日に現地調査を実施しましたので、報告します。

当日は、午前8時30分に荒川支所において、農業委員3名、推進委員3名が参加し、事務局より申請内容について説明を受けました。この案件につきましては、先日の農地利用計画の変更に係る意見書の交付の際に現地調査を実施しましたので、今回は書類審査のみとしております。書類審査では、意見書の交付からの変更について確認したところ、変更箇所はないとのことでした。また、輸送体制の見直しの理由について確認しましたところ、鍛冶の施設において生産が縮小に

なったことに伴い、輸送効率を考え、大型車両を荒川へ移動することになったとのことであり、荒川ふ卵場の生産規模等を拡大するものではないとのことでした。

以上から、地域としては委員全員で許可するべきものとの意見になりました。ご審議よろしくをお願いします。

石山会長

続いて、議案番号2番について調査報告をお願いいたします。

議席番号2番、大野章委員。

大野 章委員

2番、大野です。議案第3号、2番について、現地調査の報告を行います。

9月11日午前8時30分、村上農村環境改善センター集合で、農業委員3名、最適化推進委員1名、事務局、中村次長により現地調査を行いました。同所で中村次長から内容の説明を受け、現地に移動し、申請者の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんも立ち会いで調査を行いました。申請者は、来年4月から〇〇〇〇地内にバイオマス発電所等の建設工事を予定しておりますが、その中の資材搬入、搬出のルートとなる部分の交差点で工事用の大型車両の通行が難しいということから、このたび道路の拡幅工事を行うため、農地転用の申請をしたものです。その交差点には水路が隣接しており、その先に今回申請のあった農用地があります。その部分に敷鉄板等で蓋をするような形で道路の拡幅の工事を行うということでありました。ほかに影響のある農地もなく、土地改良区、〇〇〇〇の農家組合長、区長の意見書も添付されておりました。国道事務所や警察との協議をしており、繁忙期には誘導員を配置するというので、道路利用者とのトラブルがないように、また傷んだ箇所の修繕等を要望し、委員一同で許可すべきものとの意見でありました。ご審議をよろしくお願いいたします。

石山会長

それでは、議案第3号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

議案第3号につき質疑がないようでありますので、議案第3号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

全員賛成ですので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

続いて、議案第4号 令和7年度地域計画（案）に関する意見書の交付について議題といたします。

事務局より説明願います。

農林水産課小田主任

議案第4号の地域計画の変更（案）につきまして説明いたします。

今回の地域計画の変更につきましては、地域計画の区域のみの変更となります。集落から上がってきた農用地の編入、削除の意見について反映したものになります。今回、現在の地域計画に編入する農地、削除する農用地があります。編入につきましては、中山間地域等直接支払、電気柵等の補助事業の対象農用地である農地、また集落からそれ以外に編入したいと申出があった農地につきまして編入を行いました。編入箇所のある目標地図につきましては、村上、岩船、瀬波地区では1か所、上海府地区では大月の1か所、神林地区につきましては2か所、舘腰につきましては1か所、猿沢地区2か所、山北地区は3か所になります。

削除する農用地につきましては、現在の地域計画から転用の可能性がある農用地、今後の耕作の予定がない農用地、また河川改修用地、国、県の用地である農用地につきまして削除するものになります。削除箇所のある集落につきましては、山辺里地区が1か所、荒川地区が11か所、神林地区が13か所、舘腰地区が3か所、三面地区が5か所、猿沢地区が3か所、塩野町地区が1か所、高根地区が6か所、山北地区が7か所となります。

説明につきましては以上のとおりです。

石山会長

それでは、議案第4号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

石山会長

ご意見、ご質問ないようでありますので、村上市農業委員会の地域計画に関する意見については、特に意見なしと回答したいと思います。いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

石山会長

全員の賛成をいただきましたので、地域計画に関する村上市農業委員会の意見は、特に意見なしと決定いたします。

議案として皆様方から何かあれば伺いますが。

（発言する者なし）

石山会長

事務局、何かありますか。

（発言する者なし）

石山会長

ないようでありますので、議事については以上といたします。

引き続き、協議、連絡事項に入ります。

- ・ 協議、連絡事項ほか

時に午前 9 時40分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和 7 年 9 月25日

村上市農業委員会
会 長

同議事録署名委員
委 員

委 員